

Client Alert

15 May 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



稲垣 朋子
シニア・アソシエイト
03 6271 9492
Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com

日本：2025 年最近の知財高裁判決 — 令和 6 (行ケ) 10071 審決取消請求事件「大勝軒事件」

東京知的財産高等裁判所（以下、「知財高裁」）は、通常使用権の設定合意の成立には、「権利の付与」に向けた明確かつ積極的な意思を客観的に確認できる必要があるとし、商標法第 50 条第 1 項に基づく不使用取消審判請求を不成立とする審決を取り消す判決（令和 6（行ケ）10071）を下した。

事案の経緯

- 有限会社大勝軒（以下、「被告」）は、大正 2 年に東京都中央区人形町で開店した中華料理店で、「人形町系大勝軒」の総本店としてのれん分けを行い、浅草橋大勝軒などの店舗が「大勝軒」を名乗っている。昭和 61 年に中華料理店を閉店し、その後は喫茶店に業態を変更したものの、令和 2 年 2 月末にその喫茶店の営業も終了している。
- 上記「人形町系大勝軒」とは異なる来歴に基づき「大勝軒」の屋号を使用する中華料理店・ラーメン店は多数存在し、そのうちの 하나가「東池袋大勝軒」及びその系列店舗を運営する株式会社「大勝軒」（以下、「原告」）である。
- 商標「大勝軒」（本件商標）は、平成 4 年 9 月 30 日に、旧第 42 類「中華料理の提供」を指定役務とし、被告によって商標登録出願され、平成 7 年 12 月 26 日に設定登録された（商標登録第 3105120 号）。
- 原告は、令和 5 年 2 月 27 日に、商標「大勝軒」（標準文字）について、第 43 類「飲食物の提供、中華料理その他の東洋料理を主とする飲食物の提供」を指定役務として、商標登録出願を行ったものの、商標法第 3 条第 1 項第 6 号及び第 4 条第 1 項第 11 号に該当するとの理由で、拒絶理由通知を受けた。
- 原告は、令和 5 年 3 月 7 日、被告の商標登録に対し不使用取消しの審判を請求したが、特許庁は「本件審判の請求は成り立たない。」との審決を下した。原告は令和 6 年 7 月 12 日、上記審決の取消しを求める訴えを提起した。

知財高裁における判断

被告は、平成 8 年 1 月頃に被告と浅草橋大勝軒が本件商標の通常使用権設定の合意をし、浅草橋大勝軒が本件要証期間中に本件商標を使用していたと主張し、浅草橋大勝軒の代表者の陳述書を提出した。

知財高裁は、本判決において、通常使用権設定の黙示の合意の成立について、下記の事項を前提とすると述べた。

- 
- 商標権者が第三者に登録商標と同一の商標の使用を容認する態度を示していたとしても、それをもって無償の通常使用権の設定合意（黙示の合意）が成立したなどとたやすく認めるべきではない。
 - 通常使用権の権利性に鑑みれば、通常使用権設定の黙示の合意が成立したというためには、単なる「黙認」にとどまらない、「権利の付与」に向けた明確かつ積極的な意思を客観的に確認できる必要があるというべきである。

そのうえで、上記陳述書等による主張及び証人尋問等の結果、以下の通り、被告が通常使用権という権利の付与に向けた、明確かつ積極的な意思を示したといえるような客観的な事実は見当たらないとし、審決を取り消した。

- 平成8年1月頃、被告代表者と浅草大勝軒代表者の間でやり取りがあったが、被告代表者は通常使用権の設定契約の必要性やその意味について十分に理解せず、「通常使用権」という用語の使用・使用料の取決め（有償無償の別等）についても一切話題に上らなかった。浅草大勝軒代表者も口頭で聞いた範囲で理解・了承したものの、その法的な意味について意識しなかった。
- 「人形町系大勝軒」といわれるグループ店舗の中で、被告が本件商標登録取得後、その報告と「大勝軒」の屋号の継続使用に関する話をしたのは、浅草橋大勝軒と本町店の2店のみで、被告が「グループ店舗の本店（人形町大勝軒）に代わり本件商標の商標管理をする立場」にあったとは考え難い。
- 代表者尋問中に、被告の代表者が本件商標登録を得た後も浅草橋大勝軒が「大勝軒」の屋号を継続使用できると認識していたと供述したが、平成8年1月頃に浅草橋大勝軒の代表者と本件商標に関する話をした目的は「本件商標を使用することのできる権利の創設的な設定」ではなく、そのような意図もなかった。

本判決による実務への影響

本判決においては、不使用取消審判等で、通常使用権設定の黙示の合意の成立を主張する場合には、「権利の付与」に向けた明確かつ積極的な意思についての客観的な確認の必要性が確認された。コーポレートロゴなどの使用については、企業内で使用方法に関するガイドライン等を作成し、一定のルールに従って商標の使用（若しくは使用のための運用）が積極的に行われているという現状がある一方で、グループ会社間での通常使用権設定を客観的に確認できる文書等が存在しないケースも少なからず存在する。グループ会社間の安定的な関係性から、緊急性は高くないと判断されるケースも多いが、第三者からの不使用取消審判請求のリスクの観点からは、本判決によって、要証期間内の使用を証明できるよう企業内での検討及び対応の重要性が高まったといえよう。